

中小企業のM&Aに税制の追い風！！

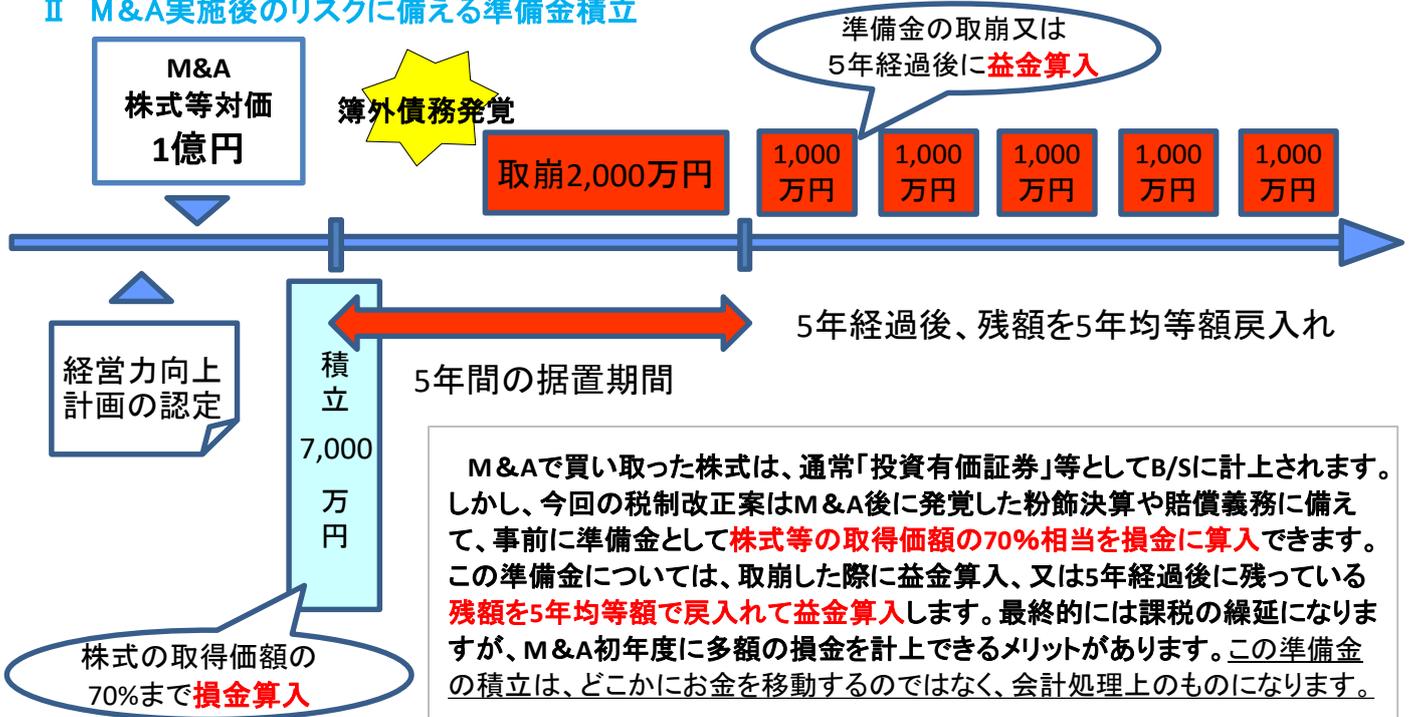
(中小企業経営資源集約化税制)

近年、注目を浴びる中小企業のM&A。昨年発表された政府与党の税制改正大綱の中にも、M&Aの買い手に対する優遇措置が設けられ、政府として中小企業のM&Aを推進していく姿勢が感じられます。今回は、M&Aの買い手に対する税制改正案をご紹介します。

I M&Aの買い手に対する優遇措置

優遇措置	内容
M&A株式対価の70%損金算入	買収後の潜在的なリスクに備えるため、投資額の一部を 準備金として損金算入 を認める
M&Aに伴う設備投資減税	経営強化税制に新たな類型を設け、 即時償却や税額控除を可能に
M&A雇用維持・所得拡大税制上乗せ措置	通常、増加給与額の15%とされる控除率を25%とする「 上乗せ措置 」の適用に必要な計画の 提出を免除

II M&A実施後のリスクに備える準備金積立



III M&Aに伴う設備投資減税

経営力向上計画に、**新たな類型として経営資源集約化設備が新設**されます。まだ対象資産などの概要は不明ですが、M&Aで買収した会社の技術を利用して、新製品を製造する場合の設備投資であったり、買収した会社とシステムを統合するため、新たなシステムを導入する場合などが想定されていると考えられます。

経営資源集約化設備
修正ROA(総資産利益率)又は有形固定資産回転率が一定以上上昇
即時償却 又は 税額控除10% (資本金3,000万円超は7%)

IV M&A後の雇用維持を促す税制

M&A後の雇用維持を目的として、経営資源集約化税制の場合には、上乗せ措置のための**経営力向上計画の認定は不要**とされました。M&Aを実施した場合、従業員数が増え、給与総額増加が見込まれますので、申告時に上乗せ措置として25%(通常15%)の控除を適用する場合があります。しかし、税額控除の場合、黒字でないと税額が生じないため、M&A初年度に準備金積立により赤字となった場合、その年度は控除できません。

※上記税制は、国会に提出される中小企業等経営強化法の改正法施行日から適用となります。